

著者はしがき

本書の目的は、法律関係者、とりわけイギリス人でない法律関係者のために、イングランドにおいて民事の紛争解決のために用いられている3つの主要な手続を概説することにある。その3つの主要な手続とは、裁判、仲裁、そして調停である。これらの3つの民事手続、またそれぞれ相互の関係の発展は、(1)紛争当事者を当惑させ、いらだたせ、そして費用の負担を強いるとともに、(2)弁護士の懐を豊かにし、(3)それにつき助言を与える人々を混乱させ、かつ(4)研究者に刺激を与え続けている。(1)の問題に十分な対応をすることは、時の政府の能力を超えていくように見受けられる。(2)についていえば、裁判についての費用に関する規則の変更が提案されている中で、一部の弁護士が一攫千金を狙う機会はさらに増えることになろう(条件付成功報酬制**5.26-5.28**)。本書はコンパクトなものではあるが、著者としては、(3)の混乱を減らし、(4)の刺激をさらに発展させることができればと願っている。また、著者としては、本書の脚注や文献目録だけでなく、「人名録：イギリス民事手続法への貢献者」と題された部分もが、読者のリサーチの道しるべとなることを願っている。この人名録は、この分野における現代の発展や法的分析に関わってきた主要なプレーヤーを、イギリス人でない読者に紹介するものになっているからだ。

本書の叙述では、随所にこの分野における目覚ましい変化が反映されている。変化の源は、イングランドの裁判所や議会による絶え間ない手続規範の改変といった国内の要因と、主に欧州の立法機関からの影響といった国外の要因とがある。本書で触れる論点の中からいくつか例を挙げれば、上訴の制限(**1.40, 4.01-4.12**)、イギリス最高裁判所の創設(**2.06-2.08, 4.03-4.06**)、オンラインでの民事手続の拡大(**1.42**)、イングランドにおける訴訟費用問題の改革の試み(**5.26-5.28**)、裁判所による当事者選任専門家による民事責任の免責の廃止(**3.73**)、プライバシーを保護するために秘密裏に差止命令を下

すことの可否(現時点でイングランドで特に大きな問題となっている論点)(**3.09**)、EU法と法的助言秘匿特権の限界の問題(**2.11-2.14, 3.43**)、欧州の人権法理と自己負罪拒否特権の範囲(**2.15-2.21, 7.25**)、外国での民事手続を支援するための保全手続、すなわち「財産凍結差止命令」(**7.17-7.19**)、欧州調停命令(2008)(**9.49-9.50**)、調停と制裁(**9.32-9.42**)、裁判手続を自動的に調停に付託すべきだとする提案(**9.19**)、調停に懐疑的な見解(**9.21**)、イングランドが損害賠償を求める訴えについてオプト・アウト型のクラス・アクションを拡張すべきかをめぐる論争(**8.04, 8.25-8.27**)、欧州連合内における仲裁と「訴訟差止命令」をめぐる論争(**10.20-10.31, 11.03-11.05**)、国際条約の下で外国の仲裁判断を執行する際の諸問題(**10.40-10.46, 11.17-11.20**)、1人の人が調停人と仲裁人の役割をともに担うことを認めてゆこうという国際的な流れ(**11.36-11.44**)、裁判所と調停手続や仲裁手続との相互関係(第11章)、民事手続の根本原則を明らかにするなど普遍的かつ基礎的な問題を扱った、アメリカ法律協会・ユニドロワの民事訴訟原則(**2.22-2.28**)、欧州人権条約6条1項(**2.03-2.08**)、そしてより一般的に著者が提示した4つのカテゴリー((1)裁判所へのアクセスの調節、(2)手続の公平の確保、(3)迅速かつ効率的な手続きの維持、(4)公正かつ実効的な結果の確保)(**2.35-2.36**)そして、裁判所が事件の様々な側面に積極的に関与する権限を有していること(**1.08, 1.22-1.25, 1.28**)、などである。

最後に、妻のElizabeth Deyongと、子のSamuel, Hannah, それにRubyに感謝の言葉を記したい。私が、通常の仕事の時間外で、法と適度の距離をとることができている(今日は例外だが)のは、彼らのユーモアのおかげである。

2011年聖ジョージの日 4月23日

ニール H. アンドリュース
(Neil H. Andrews)

ケンブリッジ大学・クレア・カレッジ